

大船渡市立地適正化計画策定基礎調査業務委託

仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、大船渡市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「大船渡市立地適正化計画策定基礎調査業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。なお、本仕様書は、乙が公募型プロポーザルにおいて企画提案した内容を基に、甲乙協議の上、内容について追加修正等を行うものとする。

(目的)

第2条 平成26年8月に施行された改正都市再生特別措置法で制度化された「立地適正化計画」により、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、大船渡市における都市構造の基礎的な調査を行い、それらを基に大船渡市立地適正化計画の基本方針の整理等を行う。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書による他、次に掲げる関係法規等に準拠し、実施するものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）
- (2) 都市計画運用指針第10版（平成30年11月16日一部改正）
- (3) 都市再生特別措置法（平成14年4月5日法律第22号）
- (4) 立地適正化計画作成の手引き（平成30年4月25日改訂）
- (5) その他関係法令・規則・通達等

(疑義)

第4条 本業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合はその都度、甲・乙協議のうえ、乙は甲の指示に従い、誠意を持って対応するものとする。

(作業計画)

第5条 乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合せを行い、各工程についての作業実施計画を立案し、次の各号に掲げる書類を提出して甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者届、業務経歴書
- (3) 業務実施計画書
- (4) 工程表

(管理技術者等)

第6条 管理技術者は、都市計画関連業務に精通した実務経験豊かな技術者（技術士：都市及び地方計画部門の有資格者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルテ

ィングマネージャー（RCCM）：都市計画及び地方計画の有資格者）とし、本仕様書に定められた範囲で業務を行い、各作業工程が計画どおり遂行されるように管理するものとする。

（打ち合わせ記録簿）

第 7 条 乙は、本業務に基づく作業実施前及び作業期間中は、甲と綿密な打合せをするものとする。
また、乙は、打ち合わせの記録簿を作成し、甲・乙各 1 部ずつ保管するものとする。

（貸与資料）

第 8 条 本業務に必要な資料（甲以外の第三者が管理する資料を含む）は借用書と引換に貸与するものとし、資料の保管状況を速やかに提出するものとする。

2 乙は、貸与資料を善良なる管理者の注意義務を果たして取扱及び管理し、作業終了後は速やかに返還するものとする。また、甲の許可のもとに複写等の処理を行うとともに、その取扱にも十分注意するものとする。

（個人情報の保護）

第 9 条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この仕様による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、「大船渡市個人情報保護条例」、「大船渡市情報公開条例」に関する条に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 乙は、この仕様書による事務に係る個人情報の保護に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 乙は、この仕様による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 乙は、この仕様による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

5 乙は、この仕様による事務に係る個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講じなければならない。

6 乙は、この仕様による事務に係る保有の必要がなくなった個人情報については、確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去の措置を講じなければならない。

（成果品の提出及び帰属）

第 10 条 本業務において作成した成果品、中間成果品及び資料等の所有権及び著作権は、甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なくこれを公表、貸与または使用してはならない。

2 乙は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納品しなければならない。なお、甲は業務の完了したものについて、納期前でも提出が求められることができるものとする。

（検査）

第 11 条 乙は、業務完了後速やかに所定の成果品を提出し、管理技術者又は照査技術者の立ち会いの上、検査を受けるものとする。

（守秘義務）

第 12 条 乙は、業務上知り得た情報には細心の注意を払うものとし、在職中及び退職後を問わず、いかなる場合にも情報を漏洩してはならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、甲に事故発生原因・経過・被害の内容を遅滞なく報告するものとする。また、第三者からの損害賠償の請求があった場合は、乙において一切を処理するものとする。

(瑕疵担保等)

第14条 本業務完了後であっても、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は甲の指示に従い、修正・補正及びその他必要な作業を乙の負担において行うものとする。

(履行期間)

第15条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和2年3月19日までとする。

第2章 立地適正化計画策定基礎調査

(業務概要)

第16条 本業務は、大船渡市の都市計画区域全域を対象に大船渡都市計画マスタープラン、大船渡都市計画区域マスタープラン等の上位関連計画に即し、都市計画基礎調査結果を踏まえて、以下の項目について調査検討、とりまとめを行うものとする。

- (1) 関連する計画や他部局の施策等に関する整理
- (2) 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
- (3) まちづくりの方針（ターゲット）の検討
- (4) 目指すべき都市の骨格構造の検討
- (5) 課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）の検討

(関連する計画や他部局の施策等に関する整理)

第17条 立地適正化計画の作成にあたり、関連する計画や他部局の施策等の整理を行う。

- (1) 地域公共交通施策との連携
- (2) 医療・福祉施策との連携
- (3) 農林水産施策との連携
- (4) 公共施設再編施策との連携
- (5) 防災施策との連携
- (6) 広域連携施策との連携
- (7) 東日本大震災からの復興施策との連携
- (8) その他関連する計画との連携

(都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出)

第18条 乙は、現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題を分析するため、国土交通省作成の「立地適正化計画作成の手引き」に基づく調査分析及びその他必要と考えられる調査分析を実施する。

- (1) 基礎データ等の整理

国勢調査や都市計画基礎調査、及び各種関連計画で得られたデータ等を収集・整理・活用し本市における基礎的な事項（人口、土地利用、都市交通、都市機能、経済活動等）の整理を行う。基礎データ等については、以降の都市分析に対応できるように地理情報システム（GIS）等で構築し、市域を区分した詳細単位でも分析・把握できるように整理する。

(2) 公共交通網等の整理

本市の都市計画区域を対象に交通結節点、鉄道路線、バス路線（デマンド交通等を含む）、運行本数等について把握する。

(3) 都市機能施設等の整理

本市の都市計画区域を対象に都市機能施設の立地状況（立地年次、建物用途、面積規模）を把握し、図面等に整理する。

都市機能施設とは都市機能誘導施設となりうる医療、福祉、子育て支援、教育、文化、商業、行政等の機能を有する施設で民間、公共を問わず周辺住民の居住を支える都市機能を有する施設とする。

(4) 法規制状況の整理

居住誘導区域に含まないこととされている区域である以下の法規制の状況について把握する。

- ①建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- ②農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- ③自然公園法第20条第1項に規定する特別地域
- ④森林法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域
- ⑤自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第25条第1項に規定する特別地区
- ⑥森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区又は同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

また、原則として、居住誘導区域に含めないこととすべき区域である以下の法規制の状況についても把握する。

- ⑦土砂災害特別警戒区域
- ⑧津波災害特別警戒区域
- ⑨災害危険区域（①の区域を除く）
- ⑩地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
- ⑪急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

併せて、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域である以下の法規制の状況についても把握する。

- ⑫土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条第1項に規定

する土砂災害警戒区域

⑬津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項に規定する津波災害警戒区域

⑭水防法第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域

⑮特定都市河川浸水被害対策法第 32 条第 1 項に規定する都市洪水想定区域及び同条第 2 項に規定する都市浸水想定区域

⑯土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に規定する津波浸水想定における浸水の区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある地域

現況調査で把握した人口密度の動向、公共交通網の状況、都市機能施設の立地状況などから都市全体（マクロ）での分析と地域別（ミクロ）での分析を行い、都市が抱える課題の現状を明らかにし、解決すべき課題を抽出する。

（まちづくりの方針（ターゲット）の検討）

第 19 条 関連する計画や他部局の施策と立地適正化計画が一体となって解決すべき都市が抱える課題とまちづくりの方針（ターゲット）を定めるものとする。まちづくりの方針としては誰を対象に、何を実現するのか・変えるのか、対象と目的を明確化するよう検討する。

（目指すべき都市の骨格構造の検討）

第 20 条 課題分析及び設定したまちづくりの方針（ターゲット）に基づき、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実を図るため、目指すべき都市の骨格構造を検討する。

（課題解決のために必要な施策・誘導方針（ストーリー）の検討）

第 21 条 まちづくりの方針（ターゲット）を明確にして、その実現に取り組むために、都市の骨格構造の検討を踏まえて、課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）を具体的に検討する。課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）は、都市計画部局と他部局が連携して共有した課題解決に取り組むよう検討する。

第 3 章 計画策定支援

（策定委員会等の運営支援）

第 22 条 立地適正化計画に関する合意形成を図るため策定委員会等の運営を支援する。（なお、会議等の種類については別のものに振り替える場合があり、程度及び回数については増減する場合がある。）

(1) 庁内検討会の運営支援

立地適正化計画の策定にあたり調整を要する事務事業や計画を所管する関係各課との連携を図るため庁内の検討会を行う。令和元年度は 2 回程度を想定する。乙は会議資料の作成、会議への出席、議事録の作成を行い、甲は会議の運営、とりまとめを行う。

(打ち合わせ協議)

第 23 条 打ち合わせの回数は、業務着手時、中間時（1 回程度）及び成果品納品時の計 3 回とし、業務着手時及び成果品納品時には、管理技術者が同席するものとする。

第 4 章 成 果 品

(成果品)

第 24 条 本業務における成果品は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|-----|
| (1) | 中間報告書 | 2 部 |
| (2) | 上記成果品関連電子データ | 一式 |
| (3) | その他発注者の指示するもの | 一式 |